

## 県立都市公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための 施設利用マニュアル【敷島公園運動施設大会利用・競技団体利用編】

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染防止のために当面の間、県立都市公園において、屋内施設及び屋外施設において指定管理者及び会議・イベント・大会等を実施する者（主催者）が遵守する事項を示したものである。

なお、指定管理者及び会議・イベント・大会等の主催者は、一度に利用できる利用人数や県外からの利用、高齢者や基礎疾患をお持ちの方への周知（お願い）などは、「群馬県社会経済活動の再開に向けたガイドライン」の行動基準に準拠するものとする。

本マニュアルは、「警戒度1」になっても適用されるものとする。

### 【屋内施設】

- ・敷島公園管理事務所会議室、水泳場（関連施設含む）

### 【屋外施設】

- ・敷島公園運動施設（関連施設含む）、園路等の場所を占有して実施するイベント等

## I 指定管理者の遵守事項

### 1) マニュアル周知・徹底

- ・本マニュアルの趣旨及び内容を理解し、主催者からの照会にも対応できる体制を構築する。また、マニュアルをホームページに掲載するとともに、園内に掲示および備え置くことにより、マニュアルの周知を図るとともに、内容の徹底に努めること。
- ・主催者には、会議・イベント・大会等の開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で利用するよう周知・徹底し、検温をされてない方については、利用をお断りすることがあることを徹底する。
- ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）を事前インストールするようお願いする。

### 2) マニュアル実施事項の確認

- ・主催者への聞き取り及び必要に応じて現地立会等により、マニュアルの履行内容を確認し、別添の「新型コロナウイルス感染症対策チェック表」により履行状況を把握しておくこと。
- ・確認時または確認後、主催者の履行状況に不備や不足がある場合には、主催者に指導すること。
- ・主催者の遵守事項が守られない場合または、指導に応じない場合には、施設管理者（土木事務所長）に報告し、主催者に対して施設の使用を許可できない又は中止する旨を伝えること。
- ・マニュアルの確認状況について、上記チェック表と共に、施設管理者（土木事務所長）に、毎月報告すること

## Ⅱ 会議・イベント・大会等の主催者の遵守事項

### 1) 事前準備

- ・主催者は、このマニュアルで示す配布物・備品・消耗品・衛生用品等を必ず用意するとともに、利用者に施設利用の行動ポリシーを事前に周知すること。
  - ・利用者には、会議・イベント・大会等の開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で利用するよう周知・徹底し、検温をされてない方については、利用をお断りすることがあることを徹底する。
  - ・休憩時間も含め密集を抑えるために利用範囲の広さに応じて参加者の間隔が十分とれるよう定員を設定すること。
  - ・大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させる、連絡の取れる医療機関や保健所を確認するなど、急に体調が悪化した方への対応や衛生指導が適切に行うことができるよう十分な配慮を行うものとする。また、入場時においてサーモグラフィーを用いた検温の実施について検討する。
  - ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）を事前インストールするようお願いする。
- ※令和2年6月以降より、サーモグラフィー1台を大会時用に貸出しできる準備を行っていますので、公園管理事務所にご相談下さい。

### 2) 入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調・マスク着用チェック→②登録→③ポリシー周知→④手洗・消毒→④入場

#### ①体調・マスクチェック

- ・健康状態申告書（様式1参照）の提出
  - ※1：既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。
  - ※2：当日、体温を測定していない場合は、主催者により非接触式体温計を使用して検温を行い、37.5℃以上の場合は入場を認めない。
  - ※3：入場時はマスクの着用を原則とする。未着用の場合は入場を認めない。  
なお、入場後も原則はマスク着用とするが、夏場は熱中症に十分注意するよう案内する。

#### ②入場登録

- ・接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

#### ③入場時の施設内行動ポリシー周知

- ・事前準備で作成した施設利用上の留意事項を参加者に配布し周知・徹底する。

#### ④手洗い・消毒

- ・受付に設置したアルコール手指消毒液による消毒や液体石けんによる手洗いを徹底する。

#### ⑤入場

- ・以上④までを行った方は、入場を許可する。  
なお、入場後もトイレ等に液体石けんなどを設置し、手洗いを小まめに行うことを推奨する。

### 【受付・入場時の留意事項】

- ・会議・イベント・大会等の主催者が個別に受付する場合は、利用者の間隔が1. 5メートル以内とならないよう留意する。

### 3) 会議・イベント・大会等の主催者による適切な環境管理

予定する会議・イベント・大会等の開催規模、開催時間、参加者の特性に応じ、次のことを基本としたて感染リスク回避のための対応を徹底すること。

- ① 会議・イベント・大会等の途中でも適宜手洗い・消毒ができるような場を確保する。
- ② 共有物の管理又は消毒の徹底と利用者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸水等を含むもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ③ 大きな声を発声させない（声援などは控える）又は近接した距離での会話を控える環境づくりを行う。
- ④ 密集状態の防止
  - a) 人を密集させない環境（2 m程度の間隔）を確保するため、会場に入る人数を会場の定員の半数程度（100人が定員の会場では、50名程度）とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
  - b) 整理券を発行し、入場者数の集中を緩和する。

例) 入場者に入場可能時間を印字した整理券を交付する。  
また、入場可能時までの間に、2) ①から③または④までを行う。
  - c) 入場時、退場時の入場口を分ける、パーテーション等による人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
  - d) 席を一席空けるなど、参加者の距離を2 m程度確保する。
  - e) ある特定の場所や遊具、施設等に人が集中する可能性がある場合には、そうした場所を使用休止にするなどの検討を行う。
- ⑤ 換気による密閉回避（主に屋内施設）
  - a) 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転を実施する。また定期的に外気を取り入れるよう窓を開けて換気を行う。
  - b) 一定時間（概ね1時間程度）経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行う。
  - c) 同一空間における滞在時間は極力2時間以内とする。

### 4) 飲食関連

- ・食事を摂る場合には、所定の場所を指定する。また、2メートル以上の間隔を空け、同一方向や壁の方を向いて食べる、極力会話をしないなど十分な対策を行うこと。
- ・所定の場所以外では食事を摂らせない。または、禁止するなど必要な措置を行う。
- ・食事の提供を行う場合は、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。

## 5) 喫煙

- ・警戒度3及び4の場合、感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。
- ・警戒度1及び2の場合、止むを得ず喫煙する場合は公園の指定場所とするが、多くの喫煙者が見込まれる場合は、指定管理者及び施設管理者（土木事務所長）と協議した上で、「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき別途喫煙所を設け、感染防止の観点から人を密集・密接・密閉させないための運用を徹底すること。

## 6) ゴミの処理

- ・密閉することができるゴミ箱（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。）や破れにくいゴミ袋を主催者が用意し、イベントで出たゴミを持ち帰ること。
- ・ゴミを回収する人は、マスク・手袋を着用し、マスクや手袋をぬいだ後は、必ず液体石鹸で手洗いを行うこと。
- ・なお、主催者でゴミ処理ができない場合には、参加者各自が自分のゴミを持ち帰るよう徹底すること。

## 7) トイレの利用

- ・トイレはふたをして汚物を流すこと。また、利用前後は手洗いを行い、タオルを共用しないこと。

## 8) 事後フォロー

- ・収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・利用者の名簿等を作成し、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・利用者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。
- ・主催者は、健康状態申告書を1ヶ月間保管し利用者で感染者が出た場合における保健所などの聞き取り調査への協力、使用した施設内の消毒除染の手配とその負担について協力すること。

### **【本マニュアルの取扱い】**

- ・本マニュアルは、令和2年5月16日から適用する。
- ・なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。

## 参考) 「全国的な人の移動を伴う大会」又は「参加者が1,000人を超える大会」を開催する場合

- ・群馬県では、「全国的な人の移動を伴う大会」又は「参加者が1,000人を超える大会」の開催を予定する主催者は、3週間前までに以下の必要事項を指定管理者に提出し、事前相談を行って頂く対応が定められております。
- ・必要提出物は、指定管理者より群馬県に報告（最終的に県危機管理課等にて確認）する定めであることから、該当大会においては提出をお願いするものとなります。

- ① 「（別記様式1）感染防止対策チェックリスト」※1
- ② 「開催要件（大会要項）」
- ③ 「実施する感染防止対策」
- ④ 「参加者に求める感染防止対策事項」

※1 「（別記様式1）感染防止対策チェックリスト」は、下記 URL よりダウンロードできます。

[https://www.pref.gunma.jp/05/am49\\_00071.html](https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00071.html)

### 「全国的な人の移動を伴う大会」とは

- ・感染拡大地域を含む、県外から選手、関係者、保護者応援者の大規模な移動を伴う大会となります。

### 「参加者が1,000人を超える大会」とは

- ・1日の施設利用者として、選手、役員以外にも、関係者、保護者応援者等も含めた全体を通して1,000人を超える大会が対象となります。
- ・見込人数が1,000人未満（例700～800人）であっても、関係者、保護者応援者等の不特定多数の来場を認め、特段の人数コントロールを設けない場合は必要書類提出の対象となります。
- ・関係者、保護者応援者等の不特定多数の来場について、1選手につき保護者応援者2名まで、事前申請を設ける等で人数コントロールを行い、1,000人未満とできる場合は、必要書類提出の対象外となります。
- ・複数日にわたる大会にて、延べ人数として1,000人を超えるといった場合は、必要書類提出の対象外となります。（例：1日目500人、2日目600人 計1,100人）
- ・1日の施設利用者として1,000人を超える場合でも、時間帯で入れ替えを行い、同時間帯で1,000人未満とできる場合は、必要書類提出の対象外となります。

## 参考) 令和3年3月9日以降のイベント等の基準改訂について

- ・ 情勢の変化によって、変動が生じる可能性はありますが、国の事務連絡において、4月11日まで施設入場者数の制限が生じます。
- ・ 4月12日以降にて上限人数緩和に向けて実証調査を行うことができると記載がありますが、今後の対応は群馬県のガイドラインに準拠することとなります。
- ・ 全国的な移動又は参加者が1,000人を超えるようなイベント・行催事の開催を予定する場合には、感染防止策等について前頁に基づく対応が必要です。

### 【人数上限及び収容率要件の解釈】

- ・ 同一施設内で、別々に入退場管理する等、人の流れが厳密に管理できる場合、各催物等に対し、人数上限及び収容率要件を適用しうることに留意すること。  
(例：同一展示場で、家具展と絵画展等、入退場口の異なる複数の催物が開催される場合)
- ・ ただし、催物開催時に、別々に入退場管理せず、自由な人の移動ができる場合には、自由移動できる催物全体で人数上限及び収容率要件を適用すること。  
(例：1つの展示会中の催物として、複数の講習会を開催する場合)
- ・ 人数上限及び収容率は、入退場管理が行われ、催物会場内の参加者数が特定できる場合には、催物会場に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。
- ・ ただし、催物会場に同時に滞在する参加者数が分からない場合は、1日当たりの参加者数などを用い、施設内の収容状況を推定し、人数上限及び収容率を算定すること。

## イベント開催制限等の段階的緩和について

【別紙2】

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	20時まで
↓			
経過措置 (約1か月、 ~4/11)	大声なし※1 100%以内  大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方  <small>注：大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。 実証開始前10,000人→実証開始後20,000人に緩和。</small>	都道府県の判断
↓			
その他都道府県	<small>注：エビデンスに基づく収容率 緩和を検討</small>	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3  <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small>	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働かせる(人数上限なし)。

※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。

※5 必要な感染防止策(後記)が担保されることが前提。

## 参考) 屋内施設（陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、公園管理事務所）の利用について

- ・以下の屋内施設について、警戒度2、警戒度1の如何に関わらず以下の運用を遵守頂きます。
- ・「大会」及びそれに準ずる施設全体の独占利用にて、以下の屋内施設も併用する場合、「団体利用編のマニュアル」に準拠しながら下記を運用ください。また下記の施設以外にも各諸室をご利用する場合は、隣席との距離を概ね2.0m程度確保する、正面を向き合わないよう配置するといった密接密集の回避を行って頂きます。
- ・人数の設定が無い諸室についても、下表の人数を踏まえて、通常利用時の半数以下となる様にして下さい。

該当施設	屋内施設	上限人数の運用	3密回避の運用
陸上競技場	トレーニングルーム	1度に2名まで入室可能	3密が生じやすく換気機能が弱い施設のため、雨天時の利用は休止とします。
	雨天走路	個人利用や、競技団体にて雨天走路単体を利用する場合、50人以下まで入室可能	機械換気がありません。使用時は必ずグラウンドに面した扉を開放して下さい。
	会議室1	1度に30名まで入室可能	機械換気がありません。使用時は必ず窓を開放して下さい。
	会議室2	1度に30名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
野球場	会議室	1度に20名まで入室可能	機械換気がありません。使用時は必ず窓を開放して下さい。
サッカー・ラグビー場	会議室	1度に30名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
水泳場	トレーニングルーム	1度に5名まで入室可能	3密が生じやすいため、概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
	大会運営室	1度に20名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
公園管理事務所	会議室A	1度に15名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
	会議室B	1度に15名まで入室可能	
	多目的室	1度に10名まで入室可能	



## 参考) 施設観客席の上限設定について

- ・警戒度1となつて以降も、群馬県の示すガイドライン及び新たな生活様式を厳守する必要があることから、以下の施設観客席について、不特定多数の観客・保護者等の密集密接を回避するため上限数を設定します。
- ・「大会」及びそれに準ずる施設全体の独占利用にて、観客席の利用を行う場合、「団体利用編のマニュアル」に準拠しながら下記の上限人数を超えない様に人員の管理を行って頂きます。
- ・観客席に入場する者についても、主催者にて健康状態申告書の提出はじめ、本マニュアルの2頁以降の対応を適用する必要があります。

※10/10 以降より、以下の上限数を参考値として適用下さい。

各施設の観客席には、必要な距離（1席分程度）を確保した表示を行っています。原則として、観客入場を伴う大会を行う場合、同一グループ内（5人以下）での着席を認めますが、異なるグループ同士は1席以上の間隔を空けて下さい。

施設名／対象観客席		観客席上限数	
		8/1～	
陸上競技場	現状総数 15,700	7,627	
	メインスタンド(参考値)	4,000	
	サイドスタンド(参考値)	2,627	
	バックスタンド(参考値)	1,657	
野球	現状総数 20,934	10,467	
	内野スタンド(参考値)	6,594	
	外野スタンド(参考値)	3,873	
サッカー・ラグビー場	現状総数 7,800	3,900	
	メインスタンド(参考値)	1,410	
	芝生席(参考値)	2,490	
補助陸上競技場	現状総数 1,080	540	
	東側観客席	200	
テニスコート	現状総数 2,000	1,000	
	スタンド	200	
	No1～7コート南側	200	
	No1～7コート北側	400	
	A～Cコート観客席	200	
水泳場 ※飛込用は独立した 観客席として別計上	現状総数 1,010	505	
	屋内観客席	505	
	※屋外飛込用観客席	84	